

# 確定給付企業年金法施行規則

平成14年 3月 5日 厚生労働省 令 第22号

国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令及び確定給付企業年金法施行規則の一部を改正する省令

平成20年 9月29日 厚生労働省 令 第145号

改正前	改正後
<b>- 本則 -</b>	
施行日:平成20年10月 1日	
<p>(有価証券の貸付け)</p> <p>第七十七条 令第四十四条第二号口の厚生労働省令で定める有価証券は、金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券(同項第六号から第九号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)とする。</p> <p>2 令第四十四条第二号口の厚生労働省令で定める法人は、株式会社商工組合中央金庫 ◆追加◆、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び短資業者とする。</p>	<p>(有価証券の貸付け)</p> <p>第七十七条 令第四十四条第二号口の厚生労働省令で定める有価証券は、金融商品取引法第二条第一項第一号から第五号までに掲げる有価証券及び同項第十七号に掲げる有価証券(同項第六号から第九号まで、第十二号、第十四号及び第十六号に掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)とする。</p> <p>2 令第四十四条第二号口の厚生労働省令で定める法人は、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行、農林中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、金融商品取引業者(金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。)、同法第二条第三十項に規定する証券金融会社及び短資業者とする。</p>
<b>- 改正法・附則・題名 - ~ 平成20年 9月29日 厚生労働省 令 第145号~</b>	
施行日:平成20年10月 1日	
◆追加◆	附 則(平成二〇・九・二九厚労令一四五)
<b>- 改正法・附則 - ~ 平成20年 9月29日 厚生労働省 令 第145号~</b>	
施行日:平成20年10月 1日	
◆追加◆	この省令は、平成二十年十月一日から施行する。